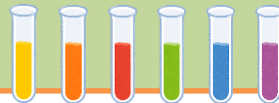


## ● 令和5年4月1日から施行されている法改正について

### その1 ～ 事業場における化学物質管理体制の強化 ～



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）により、令和5年4月1日以降、事業場における化学物質管理体制の強化等を目的した法規制が順次施行されています。このうち、令和5年4月1日施行の内容は以下のとおりです。

#### 【化学物質管理体制の見直し】

- ①リスクアセスメント対象物質に係る**ばく露量の最小限化の措置等**（安衛則第577条の2関係）
- ②ばく露低減措置等の**意見聴取、記録作成・保存**（安衛則第577条の2第2項 関係）
- ③皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（安衛則第594条の2 関係）※R6.4.1までは努力義務
- ④衛生委員会の付議事項に「化学物質の自律的な管理の実施状況」を追加（安衛則第22条関係）
- ⑤事業場における業務起因性のがん発生に係る**報告義務の追加**（安衛則第97条の2 関係）
- ⑥リスクアセスメント結果に係る**記録の作成保存**（安衛則第34条の2の8 関係）
- ⑦がん原性物質の**作業記録の保存**（安衛則第577条の2第2項 関係）



#### 【実施体制の確立】

- ①職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大（安衛令第19条関係）

#### 【情報伝達の強化】

- ①SDSで通知すべき「人体に及ぼす作用」についての定期確認及び更新の義務化（安衛則第24条の15第2項及び第3項、第34条の2の5第2項及び第3項関係）
- ②化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の**名称等の個別明示**（安衛則第33条の2 関係）
- ③注文者が必要な措置を講ずべき設備を「通知対象物質の取扱設備」に拡大（安衛令第9条の3 関係）

#### 【その他】

- ①管理水準良好事業場の特別規則適用除外制度の新設（特化則第2条の3、有機則第4条の2 ほか）
- ②特殊健康診断の実施頻度の緩和（特化則第39条第4項、有機則第29条第6項 ほか）

上記以外にも令和6年4月1日以降は、①名称等の表示・通知対象物質の追加、②リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等、③化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化、④雇入れ時等教育の拡充、⑤第三管理区分事業場の措置強化が予定されています。

★**化学物質管理体制の強化についてはこちらをチェック！** →



### その2 ～ 一人親方等や労働者以外の者に対する措置の義務化 ～



令和5年4月1日からは労働者以外の一人親方等に対しても、①危険・有害物等へのばく露防止のための設備稼働について配慮すること、②作業方法や保護具使用のルールについて周知することが求められます。また、一人親方や労働者以外の者（警備員や資材搬入業者など）に対しても、③危険有害作業を行う箇所への立入禁止や飲食禁止の措置、④保護具使用義務の周知、⑤危険有害性の掲示などを行う必要があります。

★**一人親方等の安全対策についてはこちらををチェック！** ⇒



### その3 ～ 資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払い ～



令和5年4月1日以降、資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払い（いわゆる賃金のデジタル払い）が可能となります。

賃金のデジタル払いが可能となる要件は、大まかに ①厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者であること（※1）、②個々の労働者の同意が得られたこと の2点となります。

その他通達によって、事前の労使協定の締結や、賃金計算書（給与明細書など）の交付、労働者から同意を得る際の必要事項の説明などの措置が求められます。

※現時点（R5.5時点）では厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者はいません。

★賃金のデジタル払いに関する詳細、各種様式はこちらをチェック！→



人件費



### その4 ～ 月60時間超の時間外労働に対する割増率の引き上げ ～

令和5年4月1日からは、中小企業を含めて、労働者に月60時間超の時間外労働を行わせた場合の割増賃金率が50%に引き上げられています。

法定の割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則（賃金規定）の規定内容の変更が必要となる場合があります。なお、就業規則を変更した場合は、所轄労基署への届出も必要です。

★就業規則への記載例は「モデル就業規則」をチェック！⇒



## ● 今月の安全衛生委員会の小ネタ

### ☆STOP！熱中症クールワークキャンペーン☆

今年度も4月の準備期間を経て、既にキャンペーン期間（5月～9月）に突入しています。

昨今の熱中症対策は早め早めの準備と対策の徹底が肝要となっています。

総務省消防庁の公表値では、令和4年5月～9月の熱中症による救急搬送人員は累計71029人で、このうち5月が2668人（死亡4人）、6月は15969人（死亡19人）となっています。

気候にも左右されますが、熱中症患者が急増する6月に入る前に早めの準備や対策導入、従業員への取組み勧奨など衛生委員会での審議結果なども踏まえて進めていただくようお願いいたします。

衛生委員会では、過去の取組や対策の効果検証なども併せて行うとより効果的です！

★熱中症予防のための資料はこちらをチェック！→



### 編集後記

新年度が始まり早2か月が過ぎようとしていますが、ようやく新年度の出雲監督署だよりの第1号を発行することができました。（…文字ばかりでごめんなさい）

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、生活様式や勤務スタイルもまた変化をしていくことが予想されますが、時流に応じた情報発信を心がけたいと思います。

皆様、今年もどうぞ出雲監督署だよりをよろしく願います。